

「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部の施行に伴い、乗合自動車の停留所等における停車又は駐車に係る規定を整備すること
- 最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととすること

等を改正内容とする「道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (koutsukikakuka2@npa. go. jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和4年7月15日（金）から 令和4年8月13日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

- 改 正 法： 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）をいう。  
新 法： 改正法第1条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 府 令： 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。  
新 府 令： 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案による改正後の府令をいう。

## 〈 参 考 〉

別紙のほかに、内閣府令案について、案文を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

### 【二重傍線】

改正後欄に掲げる標記部分（注）に二重傍線を付した規定を加える。

### 【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分に改める。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

## 1 命令等の題名

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

## 2 根拠となる法令の条項

新法第44条第2項第2号及び第74条の3第2項

## 3 命令等の内容

- (1) 改正法の一部の施行により、乗合自動車の停留所等における停車及び駐車を禁止する規制から除外される車両が、現行の一般旅客自動車運送事業用自動車等から、旅客の運送の用に供する自動車に拡大されることとなるところ、新法では、当該規制から除外する対象の要件として、当該停車又は駐車が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより関係者が合意していること等が定められている（新法第44条第2項第2号）。

改正法の一部の施行に伴い、当該合意の方法を定めた府令第6条の3の2の規定についても、拡大された旅客の運送の用に供する自動車に関するものに改めることとする（新府令第6条の3の2関係）。

- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）の施行により、安全運転管理者に対し、令和4年4月1日から目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等が義務付けられ、同年10月1日からアルコール検知器を用いて当該確認を行うこと等が義務付けられることとなる（府令第9条の10）。

安全運転管理者が当該義務を履行するためには、アルコール検知器を用意する必要があるところ、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする（新府令附則第6項関係）。

- (3) その他所要の規定を整理することとする。

## 4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和4年10月1日を予定）とする。